

●給与処理α／給与・賞与 Version 7.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 短時間労働者に関する対応
 - 平成 28 年 10 月 1 日から特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険料等の適用対象となります。当プログラムにおいて、短時間労働者に該当する場合の短時間労働者の区分を設け、『算定処理』・『月変処理』の判定が行えるように対応しました。
※平成 29 年以降マスターから適用されます。
- ◆ その他の改良を行いました。

※詳細は、2 ページからの“給与上手くんα (VERSION:7.001) の変更点”を参照してください。

※ご注意※

- ・当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。
- ・当プログラムで作成したマスターは、前回の平成 28 年分年調対応プログラム (Ver. 7.001) では翌年更新が行えません。(※総括表に項目が追加されている為)
- ・他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、必ずプログラムのバージョンを統一してください。

給与上手くんα (VERSION:7.002) の変更点

バージョンアップ 内容

I. 短時間労働者に関する対応

- 平成 28 年 10 月 1 日から特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険料等の適用対象となります。

当プログラムにおいて、短時間労働者に該当する場合の短時間労働者の区分を設け、『算定処理』・『月変処理』の判定が行えるように対応しました。

※平成 29 年以降マスターから適用されます。

«対応箇所»

- ①社員登録／社会保険タブ／パート短時間区分にて、“短時間労働者”を新規作成しました。
※ユーザー項目登録、計算ルールにも同様に区分を設けました。
- ②短時間労働者に該当する者の算定処理・月変処理時の支払基礎日数を 11 日以上で判定するように対応しました。
- ③「社員登録リスト」・「算定・月変計算後リスト」において区分等の出力に対応しました。

- ・プログラムをインストール後、入力画面等を開くと、マスターバージョンアップが行われます。
- ・当プログラムで作成したマスターは、前回の平成 28 年分年調対応プログラム (Ver.7.001) では翌年更新が行えません。(※総括表に項目が追加されている為)
- ・他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、必ずプログラムのバージョンを統一してください。
改良等を含んでいる為、正しく動作又は表示がされないケースがあります。

※雇用保険の適用拡大の改正について (平成 29 年 1 月 1 日以降)

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となりますが、保険料の徴収は平成 31 年度までは免税です。よって、当改正によるプログラムの変更はありません。

«参考 URL»

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>

II. 平成 28 年分『給与支払報告書』の新様式対応 (P r o IIのみ)

1) 『給与支払報告書』の新様式対応。

平成 29 年度 (平成 28 年分) の給与支払報告書については、社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となります (地方税法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 27 年総務省令第 91 号) 平成 28 年 1 月 1 日施行)。

2) 『源泉徴収票』の“配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を出力する”の出力オプションの廃止。

短時間労働者に関する改良内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 社員登録

① 社会保険タブ

短時間労働者に対応しました。

パート区分→パート／短時間に変更し、“短時間労働者”の区分を追加しました。

短時間労働者に該当する社員は、必ず、“短時間労働者”を選択してください。

算定/月変処理区分	実施する
パート/短時間 区分	短時間労働者
健康保険No.	無し
厚生年金保険No.	パート
	短時間労働者

II. 会社・社員情報リスト

1) 社員登録リスト

① 短時間労働者に対応しました。

該当者はパート/区分項目に“短時間”と表示されます。

III. 給与・賞与／給与・賞与

1) ユーザー項目登録

① 本人関係のパート区分→パート／短時間に変更し、“短時間労働”の項目を追加しました。

2) 計算ルール登録

① 選択 = 社員、項目 = “パート区分” → パート／短時間区分に変更しました。（短時間労働者 = 2）

例えば、下記のように条件式を設定する場合、パート/短時間区分 = “2”とセットします。

No.	計算種別		計算属性 (左辺)		演算子	計算属性 (右辺)		
	項目	変数	選択	項目		選択	項目	
1	条件式	krs	=	社員	パート/短時間 区分	=	数値	2,000

IV. 給与・賞与／算定基礎届・月額変更届

- 短時間労働者において、支払基礎日数を 11 日で月変・算定処理を行うように対応しました。社員登録で“短時間労働者”の区分を選択した社員を対象とします。

1) 算定月変入力

① 短時間労働者に対応しました。

パート区分→パート／短時間に変更し、“短時間労働者”の区分を追加しました。

パート/短時間 区分	短時間労働者
算定区分	無し
健康保険区分	パート
厚生年金区分	短時間労働者

≪算定月変一覧画面≫

個人コード
対象区分
000010
算定短時間

※月変時は
“月変短時間”

2) 算定・月変計算後データリスト

① 短時間労働者に対応しました。

該当者は区分欄に算定時は“算定短”と表示されます。※月変時は“月変短”と表示

V. 給与・賞与／社会保険データ作成

■短時間労働者の対応を行いました。

①短時間労働者に該当する場合、算定基礎届のデータレコードの「被保険者区分」に“2”をセットするように対応しました。

※短時間労働者の算定及び月変該当者の場合、算定入力画面の備考欄に「短時間労働者」と入力して、出力及びデータ作成してください。

«参考 URL»

<http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/setsumeij/20161104.html>

・日本年金機構 HP／平成 29 年 1 月から使用する届出書作成仕様書／年金事務所への届出用（第 14.0 版）参照

その他改良内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 社員登録

①社会保険タブ

従前の改定種別が“新規取得”の場合、新保険料改定年月と会社登録の社会保険徴収月を比較し、新保険料改定年月が社会保険徴収月よりも後の場合、当月の社会保険料を計上しないようにしました。

※平成 29 年以降マスターから適用されます。

改定種別	新保険料改定年月	従前
健康保険 標準報酬月額/等級	*	平成29年01月 分保険料
厚生年金保険 標準報酬月額/等級	*	260 千円 20 等級
厚生年金保険 標準報酬月額/等級	*	260 千円 17 等級

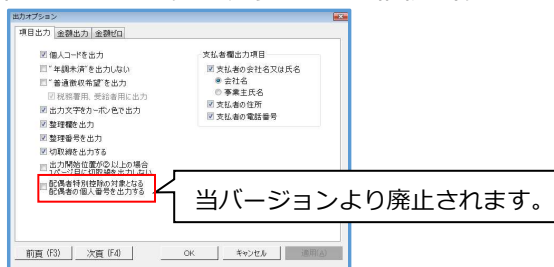
健康保険料	厚生年金保険料	その他社会保険料
健康保険料		2,520
所得税	世帯税	既払い定期代
3,460		2,520

II. 年末調整／出力処理（年調関係）

1) 年末調整帳票／源泉徴収票

① (F6) 出力設定／項目出力から下記の項目を廃止しました。

平成 29 年度給与支払報告書の記載方法において、一部の市町村で「配偶者特別控除の対象者について個人番号は不要」とされていることがあった為、源泉徴収票に当出力オプションを設けました。しかし、平成 28 年 3 月 31 日公布「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」に掲載されている給与支払報告書の記載要領では「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の文言が消去されていた為、当バージョンのプログラムから当出力オプションを廃止します。



III. 年末調整／給与支払報告書（総括表）

■平成 29 年度（平成 28 年分）の新様式に対応しました。（A5 サイズ）

- ・『関東タイプ』は“2 給与支払者の個人番号又は法人番号”欄が追加され（以下項番がずれます）、説明書きを下段に印刷し、A5 サイズになります。
- ・『関西タイプ』は“給与支払者の個人番号又は法人番号”欄、“特別徴収関係書類の送付先”欄、“住民税を特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか”欄が追加され A5 サイズになります。

1) 総括表 (入力)

①『関西タイプ』で追加された項目を設けました。

- ・給与支払者の個人番号又は法人番号欄 … 会社登録から引用されます。(当画面では変更不可)
※個人事業主で個人番号を出力する場合、通常***です。必要に応じて、印刷時に“出力する”を選択してください。
- ・特別徴収関係書類の送付先欄 … 送付先の新規設定・変更がある場合、直接入力してください。
- ・住民税を徴収する場合、納入書の送付は必要ですか欄
… 納付書を使用して納入する場合に納付書の送付は“必要”か“不要”かを選択してください。
※初期値は空欄です。必要に応じて選択してください。

総括表 (入力)		総括表 (印刷)	
[Home:検索 Del:削除 Ins:選択] 市区町村コード			
給与の支払期間	平成 28年01月 分から 12月 分まで	提出日	28年01月31日
個人番号又は法人番号	00000000000000000000	事業種目	製造業
フリガナ	株式会社 花子	受給者総人数	0 人
税務担当氏名	大塚 花子	提出市区町村数	2
フリガナ	●○事務所	特別徴収	在籍 1人 退職 1人
フリガナ	〒100-6817 東京都千代田区大手町〇〇ビル17階	普通徴収	その他 1人 合計 2人
上の所在地	〒100-6817 東京都千代田区大手町〇〇ビル17階	住民税を特別徴収する場合、個人番号の提出は必須です。	不要
特別徴収関係書類の送付先	〒107-6003 港区赤坂赤坂ABCビル	所得税番号	品川 税務署
代表者役職名	取締役	給与の支払の月	1月31日 期限 (名称)
代表者名	大塚 花子	特別徴収関係書類の送付先	△△銀行 (所在地) (Home)
経理責任者氏名	大塚 次郎	28年度分の特別徴収義務者番号	
連絡先(住所)氏名	大塚 次郎		
連絡先(電話番号)	03-458-9899		
会計事務所等の名称(フリガナ)	日本ICS会計事務所		
	電話 03-4203-4626		

関西タイプの関与と税理士等の氏名及び電話番号欄に転記

「出力帳票」

※関東タイプは新宿区、関西タイプは大阪市を参考にして作成しています。

「関東タイプ」

「関西タイプ」

IV. 通信・移動／給与抽出処理

1) 給与抽出処理

①『年末調整 先行入力データ』を抽出する場合、社員登録／税金タブの“摘要”・“摘要（前職分）”のデータを“年調データ”及び“前職情報”項目に含め、取込みを行うように変更しました。

- ・“摘要” → 年末調整データ
- ・“摘要（前職分）” → 前職情報



以上